

随意契約理由書

1 工 事 名	ETC中央装置改修工事（2024-大管・神管）
2 業 者 名	富士通株式会社
3 随意契約理由	本工事は、ETC 中央システムを構成する非ETC 精算処理装置等に後日請求に関わる各種機能改修を実施するものである。 本工事の施工にあたっては、既存ソフトウェア、ハードウェアの特性に精通し、運用への影響を最小限に抑えた機能改修作業が可能であること、また既存ソフトウェアの機能改修もあるため、運用へ支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことが契約相手方に求められる要件となる。 富士通株式会社は、既存ソフトウェアを含む対象装置を設計、施工、納入した者であることから、運用への影響を最小限に抑えての機能改修する能力が認められるだけでなく、改修後の運用に支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことから、上記要件を唯一具備する者であると認められる。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	